

高島市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成30年度定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成31年2月20日

高島市監査委員 井口 與嗣隆
高島市監査委員 澤本 長俊

1. 監査の期間

平成30年10月10日から平成31年2月13日まで

2. 監査執行年月日、監査執行対象機関名および監査実施場所

監査執行年月日	監査執行対象機関名		監査実施場所
平成30年11月27日	教育委員会事務局 教育総務部	教育総務課、社会教育課、各公民館、中江藤樹記念館、市民スポーツ課、学校給食課、各学校給食センター、文化財課	教育委員会2階 会議室2
平成30年11月28日	小中学校	今津東小学校、今津中学校	今津東小学校校長室、 今津中学校校長室
平成30年11月30日	教育委員会事務局 教育総務部	図書館、高島市民会館（文化ホール）	教育委員会2階 会議室2
	教育委員会事務局 教育指導部	学校教育課、教育相談・課題対応室、教育研究所、青少年課、少年センター、あずくる高島	
平成30年12月19日	健康福祉部	社会福祉課、地域包括支援課、障がい福祉課、保険年金課	市役所新館3階 会議室10
平成30年12月25日	健康福祉部	長寿介護課、健康推進課	市役所新館3階 会議室11
	子ども未来部	子育て支援課、子ども家庭相談課	
平成30年12月26日	子ども未来部	さくら幼稚園、さくら保育園	さくら園 子育て支援センター室
平成30年12月27日	健康福祉部	訪問看護ステーション、介護老人保健施設 陽光の里	訪問看護ステーション、 陽光の里会議室
	高島市民病院		高島市民病院大会議室
平成31年1月22日	農業委員会事務局		市役所新館3階 会議室9
平成31年1月29日	都市建設部	交通政策課、都市計画課、土木課、上下水道課	市役所別館1階 会議室
平成31年1月30日	農林水産部	農業政策課、森林水産課、農村整備課	市役所新館3階 会議室9
	消防本部		消防本部会議室

3. 監査の範囲

平成30年度の監査実施日までにおける財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理ならびにこれらに関連する事務の執行について監査を実施した。

また、前回監査実施後の平成29年度の財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理ならびにこれらに関連する事務の執行についても必要に応じて監査を実施した。

4. 監査の方法

本年度の監査計画および定期監査実施計画に基づき、監査の対象となる各機関に対し、あらかじめ資料の提出を求め、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、または、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

また、次の事項を重点的に監査を実施した。

- (1) 随意契約、変更契約の理由および内容の妥当性について
- (2) 公共施設の管理方針と維持管理について
- (3) 債権管理マニュアルの運用について

なお、次の機関については、書類監査を実施し、実地監査については省略した。

書類監査実施機関名	
小中学校	マキノ東小学校、マキノ西小学校、マキノ南小学校、今津北小学校、朽木東小学校、朽木西小学校、安曇小学校、青柳小学校、本庄小学校、高島小学校、新旭南小学校、新旭北小学校、マキノ中学校、朽木中学校、安曇川中学校、高島中学校、湖西中学校
子ども未来部	マキノ東こども園、マキノ西こども園、今津東保育園、朽木こども園、古賀保育園、高島こども園、なのはな幼稚園、なのはな保育園、カンガルー教室、マキノ児童館

5. 提出資料

- 1 職員数等調書
- 2 事務分掌表
- 3 重点事務事業調
- 4-1 請負工事契約状況調
- 4-2 委託業務契約状況調
- 4-3 物品購入等契約状況調
- 4-4 土地・建物賃貸借契約状況調
- 4-5 指定管理施設に関する調
- 5 補助金および負担金交付状況調
- 6 過年度収入の処理状況調
- 7 公共施設の管理状況調
- 8 各種団体等事務取扱調
- 9 保管金等調
- 10 公金現金等取扱状況調

- 1 1 過去2か年度の監査結果および意見に対する措置等の状況調
- 1 2 懸案その他特に苦慮する業務の概要

〈学校給食センターには次の資料を追加〉

- 配送先および調理食数

〈小中学校には次の資料を追加〉

- 学年別学級数・児童生徒数
- 施設の概要
- 寄付採納状況調
- 事故一覧表

〈こども園、幼稚園、保育園には次の資料を追加〉

- 園児数および組数等
- 施設の概要
- 寄付採納状況調
- 事故一覧表

6. 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行、または、経営に係る事業の管理について、以下の事項を除き、概ね適正に行われているものと認められた。以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正に対応されたい。

〈共通事項〉

○債権管理マニュアルの運用について

平成28年度の定期監査において、債権管理マニュアルの整備について意見したことを踏まえ、今回の監査執行対象機関において過年度未収金が発生している債権については、マニュアルを策定していた。しかし、事務処理全体の流れを理解できていない機関や不必要と思われる事項をマニュアルに規定し、マニュアルに沿った運用が十分にできていないところが見受けられた。このようなマニュアルを策定することは、ルーズな運用を招き、大きな問題を生じさせかねないため、事務処理の流れやマニュアルの表現、内容を再確認するとともに、必要に応じてマニュアルの見直しを図られたい。

【関係機関：債権管理マニュアルを策定している機関】

○エレベーター保守点検業務委託について

各施設のエレベーター保守点検業務委託については、通常、月1回の定期点検等の業務に加え、年1回の法定点検業務が含まれているが、法定点検についての設計金額の積算において、1回の点検にかかる費用にもかかわらず、単価に12か月を乗じた額が算出根拠となっているものが散見された。

また、これにより毎月の支出額に法定点検の費用を12か月に按分した額が含まれることになり、法定点検の費用の前払いとなる額が含まれる支出月があるため、地方自治法第232条の4第2項の契約履行を確認した後に支払う「完了払」が原則であることを踏まえ、適正な設計および支出処理となるよう改善を図りたい。

【関係機関：エレベーター保守点検業務委託のある機関】

○補助対象経費におけるポイント取得について

団体等から提出された補助金実績報告書を確認したところ、個人のポイントカードを利用し、精算していた事例が見受けられた。

個人のポイントカード利用により取得したポイントは、経済的付加価値が個人に転化されることになり不適切であると考えるため、団体等へ周知、指導を図るとともに、担当機関による実績報告書類の厳正な内容確認を徹底されたい。

【関係機関：団体等へ補助金支出のある機関】

○補助金交付申請等の提出書類について

補助金交付要綱によっては、交付申請書の提出をもって実績報告書の提出に代えることができる旨を規定し、補助事業が完了した際に交付申請と実績報告を兼ねることができる補助金がある。こうした補助金に係る提出書類を確認したところ、要綱に規定している書類と異なる書類を添付しているものや、要綱に規定している書類に代えて市長が別に定める書類を提出することができる旨の規定を適用しながら、別に定めていないなど、要綱と提出書類の整合が図れていない補助金が見受けられた。

こうした実務と要綱の不整合が起こらないよう、要綱の見直しを図るなど、それぞれの補助金の実態を踏まえた適正な補助金交付事務となるよう改められたい。

【関係機関：団体等へ補助金支出のある機関】

○契約にかかる予算の確保および変更契約について

随意契約による見積徴取にあたり設定された予定価格が、予算額を超過している事例が見受けられた。これは、予算不足額を予備費から充当する協議を財政課と所管課でしていたものの、契約締結時に契約金額と同額を充当し、見積徴取時には予定価格以上の予算額を確保していないという不適正な予算措置の結果であった。

また、工事請負契約等の変更契約については、事前計画、事前調査時には予測できない事情が契約締結後に発生、判明した場合など、妥当な理由がある場合に行われるものであるが、変更契約理由の中には、妥当な理由があるにもかかわらず、変更契約理由として十分に記述できていないものや、当初設計に含めることが十分に可能であると思われる内容が見受けられた。

こうしたことから、予算事務や契約事務を統括する部署においては、事前に予定価格以上の予算額を確保することはもちろんのこと、当初設計にかかる事前調査の徹底を図り、やむを得ず変更契約を行う場合には、市民に理解を得られるような変更契約理由を記述するよう、各部署に周知、指導を行うとともに、契約内容の厳正な審査を行うなど、適正な契約事務となるよう努められたい。

【関係機関：財政課、契約検査課】

〈教育総務課〉

○小中学校における工事の発注について

市内小中学校の施設修繕工事において、同時期に学校ごとの少額随意契約として、同一業者へ発注している事例が見受けられた。

台風被害等により緊急を要するものもあり、迅速な対応が求められることは理解できるが、公共工事は、たとえ少額随意契約であっても透明性と競争性が求められるため、業者の選定を含め、少額修繕工事の発注方法を十分に検討されたい。

〈図書館〉

○つり銭の管理について

図書資料のコピー代や図書貸出カードの再発行手数料の収納のため、つり銭を保管しているが、つり銭が不足した場合に、職員の私金による両替や立替で対応している館が見受けられた。

公金と私金の混同は慎むべきことであり、十分なつり銭を準備することが望ましいと考えるが、取扱現金が少額かつ取扱頻度も少ないことから、隣接の公民館と連携を図るなど、取扱いについての方針を明確にし、適正な公金の管理、収納事務となるよう改められたい。

〈障がい福祉課〉

○高島市障がい者福祉団体補助金について

障がい者福祉団体から提出された補助金実績報告書を確認したところ、補助金額は変わらないものの、補助対象年度の前年度に支出された経費や市からの補助金以外の収入が充てられた経費を補助対象経費として認めている事例が見受けられた。

高島市障がい者福祉団体補助金交付要綱については、補助対象経費が明確に示されていないことから、過去の定期監査において要綱を見直すよう口頭指導したところであるが、今だ見直しがされず、今回の事例が起こっていることから、早

急に要綱改正を行い、適正な補助金交付事務となるよう努められたい。

〈土木課〉

○公金外現金の取扱いについて

国県事業対策室が経理事務を担当している団体の経理帳簿等を確認したところ、「高島市における公金外現金の取扱要領について（通達）」に規定されている帳簿が一部作成されていない事例や通帳使用簿による出納保管責任者の決裁がないまま通帳を使用している事例が見受けられた。

当該現金の不適切な使途はないものの、市が団体の経理を担当業務として行う以上、公金同様の取扱いが求められるため、公金外現金の取扱要領に基づき、適正な事務処理に努められたい。

○橋梁補修工事請負契約にかかる変更契約について

市道柏線高岩橋橋梁補修工事では、請負契約後に旧塗膜の有害物質含有試験を行った結果、鉛の含有量が基準値を超過していることから、その処分経費を増額するものや、当初設計時に把握していたひび割れ箇所が、施工前にその数倍あることが分かり補修工の箇所を追加する経費を増額するものなど、変更契約が数回にわたり行われていた。

上記の事項については、共通事項にも記述したとおり、変更契約の理由を見ると、当初設計を行うにあたっての事前調査が不十分であると言わざるを得ない内容であり、工事費の増額は予算不足に繋がることから、請負工事に係る事前調査を十分に行い、適正な契約事務、工事施工となるよう努められたい。

〈上下水道課〉

○高島市合併浄化槽維持管理事業補助金について

高島市合併浄化槽維持管理事業補助金交付要綱では、当補助金の補助対象者は個人、補助金の交付に係る手続きについては合併浄化槽維持管理組合等が行うものとしている。

組合等から提出された実績報告書の添付書類を確認したところ、維持管理に要した費用を証する書類として、業者から組合等へ提出された浄化槽維持管理費入金証明書の写しが添付されている事例や会費を収入、維持管理委託料を支出とした内容の収支決算書が添付されている事例が見受けられた。

これは、補助対象者が個人で、補助金の交付に係る手続きを組合等が行うという事務の流れを考えると、適切な添付書類であるとは考えられないため、補助金交付の趣旨を踏まえ、添付書類の内容を明確にするとともに、組合等へ周知、指導を図り、適正な補助金交付事務となるよう努められたい。

〈農業政策課〉

○施設の法定等検査結果に基づく改善事項にかかる措置について

平成28年度に実施された総合交流拠点施設じゃっぴいらんどの特殊建築物定期調査により、外装仕上げ材の劣化等を理由に外壁の全面打診調査を行うよう県からの改善通知を受け、今年度、外壁の全面打診調査業務の委託料を予算計上している。

しかし、予算執行前に担当者が当施設の外壁を確認したところ、打診調査が必要となる外壁でないことが判明し、予算を不執行としている。

これについては、一級建築士による定期調査結果に問題があることから、こうしたことの起こらないよう再発防止に努められたい。

〈森林水産課〉

○契約にかかる予算の確保について

林道災害復旧事業測量業務委託については、緊急を要することから予備費充当により予算額を確保し、複数業者での見積比較により契約業者を決定している。

この予備費充当については、事前に財政課と協議は図られているものの、見積徴取時には予定価格に基づく金額の充当がなく、契約締結時において契約金額に基づく金額が充当されていることから、共通事項にも記述のとおり、事前に予算額を確保し、適正な契約事務となるよう改められたい。

〈農村整備課〉

○高島市土地改良事業補助金について

当補助金の土地改良区補助事業補助金については、土地改良区の円滑な運営等を図ることを目的に支出しているが、補助率を10a当たり1,200円以内と規定しているだけで、補助対象とする土地の範囲や基準日、補助対象経費の範囲が明示されず、運営に係る補助金の必要性や妥当性、経費負担のあり方の検証ができないことから、これまでの土地改良区に係る監査で適切な措置を講じるよう幾度となく求めてきたところである。

こうしたこともあり、平成30年4月1日に土地改良事業補助金交付要綱を改正していたが、補助率が引き下げられただけで、補助対象とする土地の範囲や基準日、補助対象経費の範囲などの明示がなく、これまで求めてきている適切な改正がされたとは思われない。

農業生産の根幹をなす基盤整備を担う団体への補助金であるという認識の基に、運営に係る補助金の必要性や妥当性、経費負担のあり方の検証ができるよう改められたい。

以上